

## 子ども・子育て会議について

### 1 役割

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 77 条に掲げる事務の処理を行います。具体的には以下のとおりとなります。

#### (1) 認定こども園、保育園、幼稚園（新制度）の利用定員の設定

保育園等の認可定員（面積、職員配置等により園全体の定員として県が認可した人数）の範囲内で、認定区分ごとに市が定める人数を設定するときに意見を求めます。（法第 31 条第 2 項）

#### (2) 地域型保育事業の利用定員の設定

家庭的保育、小規模保育事業等の地域型保育事業の利用定員を設定するときに意見を求めます。（法第 43 条第 3 項）

#### (3) 魚沼市子ども・子育て支援事業計画の策定、見直しについての意見

魚沼市子ども・子育て支援事業計画を定めるとき、または変更しようとするときに、意見を求めます。（法第 61 条第 7 項）

#### (4) 魚沼市子ども・子育て支援事業計画の実施状況についての調査審議

市の子ども・子育て関連施策に関して、市長または教育委員会から諮問があったときに、調査審議をお願いすることとなります。

### 2 平成 29 年度の会議予定

今年度は、上述の役割による通年の会議内容を進めながら、子ども・子育て支援事業計画の見直し作業を行う必要があります。

#### ○第 1 回（6 月）

- ・子ども・子育て会議に関する説明
- ・子ども・子育て支援事業計画の見直し方法の確認

#### ○第 2 回（10 月）

- ・子ども・子育て支援事業計画の見直し素案の検討

#### ○第 3 回（3 月）

- ・子ども・子育て支援事業計画の見直しを決定